

資料No. 2

後期高齢支援システム標準化
ベンダ分科会（第7回）

令和6年2月26日

意見照会結果等について

令和6年2月26日

○ 本日のWTでは、全国意見照会の結果に加えて、デジタル庁より示された方針の対応や、検討・課題事項の状況についてご報告させていただきたい。

○ 本資料の構成は以下のとおり。

1. 全国意見照会の実施及びその反映について
2. デジタル庁検討事項の対応について
3. その他検討・課題事項について

1. 全国意見照会の実施及びその反映について

- 1.1 全国意見照会の実施について
- 1.2 全国意見照会結果について
- 1.3 全国意見照会結果の反映について
- 1.4 全国意見照会結果等を踏まえた標準仕様書の変更量について
- 1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題について
 - ・ 帳票レイアウトの規定について
 - ・ 地方税統一QRコードについて
 - ・ 帳票の敬称の統一について
 - ・ 用語の統一について

1.1 全国意見照会の実施について

標準仕様書1.2版（案）について以下の要領で全国意見照会を実施した。

<意見照会実施要領>

No.	意見照会対象	意見照会方法	通知方法	宛先	意見照会期間
1	広域連合	Excelでのアンケート用紙	厚労省からの事務連絡	各広域連合 各市区町村	令和5年12月28日（木） ～令和6年4月16日（火）（※）
2	市区町村				

※ 石川県については震災の影響のため、
1月23日（火）まで期限を延長して対応。

<意見照会対象ドキュメント>

- 標準仕様書1.2版（案）本紙
- 別紙1__機能・帳票要件
- 別紙2__帳票詳細要件
- 別紙3__帳票レイアウト
- 参考資料__業務フロー

1.1 全国意見照会の実施について

全国意見照会の実施にあたり、標準仕様書1.2版（案）へ反映した内容は以下のとおり。

以下、意見照会時に示した内容を再掲する。

意見照会資料より再掲

<標準仕様書1.2版（案）反映事項>

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1		横並び調整方針の見直しに伴う対応	令和5年6月改定版の内容より、機能・帳票要件に以下の4点の変更を行った。 ①「機能ID(旧)」列の削除。(フォーマット統一のため) ②「改定種別」列の追加。 ③「適合基準日」欄の追加。(既存の機能は、令和8年4月1日で統一) ④「改定履歴」シートの追加。 なお、一部対応保留事項があるため、未反映内容については未反映事項に示す。
2		データ要件・連携要件との整合性確認	令和5年3月末に地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)2.0版が公開され、2.1版が令和5年9月末に公開された。この更新内容に関して、後期高齢単独で取り込み要否を判断でき、反映が必要と考えた内容について、取り込みを行った。デジタル庁に確認が必要な内容については、対応保留事項として未反映のため、未反映事項に示す。
3	全体	統合収滞納対応	データ要件・連携要件標準仕様書において統合収納・統合滞納に関する要件について第2.0版が令和5年3月末に公開され、対象に連携要件が追加されたため、機能・帳票要件に反映した。
4		機能ID細分化	同一機能要件で実装必須と標準オプションがある場合、機能IDを分ける必要があるとデジタル庁より回答があったため、機能IDを分割した。 ・機能・帳票要件:機能IDを分割。 ・業務フロー :分割に伴い機能IDを追記。
5		業務フローの取り扱いについて	業務フローについては、主たる業務の流れを記載しているものであり、記載している運用に縛るものではないことからその趣旨を踏まえ、「標準準拠対象」のドキュメントではなく「参考資料」という位置づけに変更した。(他業務と横並びで修正)
6		市区町村問合せに対応した仕様書修正について	標準仕様書に対して市区町村から問い合わせをいただいた中で、規定している要件の内容に語弊が生じる部分等について、仕様書を修正した。

1.1 全国意見照会の実施について

<前ページから続く>

意見照会資料より再掲

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
7	個別機能	保険料の制度改正の反映対応	保険料の制度改正に伴う広域標準システムの帳票改修内容と同期をとるため、帳票詳細要件を変更した。 【対象帳票】 (別紙2)帳票詳細要件 大分類「3.保険料賦課」 小分類(帳票タイトル) 「01.保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定(変更)通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、 特別徴収中止通知書」
8		障害者自立支援システムへの連携機能追加	障害者自立支援システムへのデータ連携について障害者自立支援への後期高齢の被保険者情報に関する連携機能の追加依頼があったため、機能・帳票要件に追加した。

- なお、マイナンバーカードと保険証の一体化の要件については、検討を行った結果、制度施行時点において、関連する機能を求めないこととし、要件追加は行っていない。
(検討内容については別途、厚労省ホームページに掲載される検討会資料等をご覧ください。)

1.1 全国意見照会の実施について

また、デジタル庁等において検討中のため標準仕様書への対応を保留としている以下の未反映事項や、その他検討中の事項については、標準仕様書1.2版（案）には未反映であることを前提として、下記事項に対するご意見は意見照会の対象外とさせていただきます。

意見照会資料より再掲

<標準仕様書1.2版（案）未反映事項>

No.	未反映事項	対象ドキュメント	未反映内容・対応状況
1	横並び調整方針の見直しに伴う対応	機能・帳票要件	<p>① 現在の後期標準仕様書において、指定都市要件はすべて「標準オプション機能」としているため、指定都市要件の実装類型を個別に示していない。指定都市残要件の取り込みに伴い、実装必須機能となる機能要件が発生した場合、実装類型の「指定都市列」を設けることを検討する。</p> <p>② デジタル庁が定める共通要件の中で、機能実装するにあたり技術的要件がクリアになっているか、仕様が明確かなどの観点で懸念が残ると考える機能(例:文字要件等)について、適合基準日を規定していない。仕様等が明確化され次第、適合基準日を規定する。</p> <p>③ 標準オプション機能について適合基準日を規定するかどうかの方針が示されていないため、デジタル庁より方針が示され次第、機能・帳票要件へ反映する。</p>
2	データ要件・連携要件との整合性確認	<ul style="list-style-type: none"> 機能・帳票要件 データ要件・連携要件標準仕様書 	<p>データ要件・連携要件標準仕様書2.0版及び2.1版が公開されたが、一部の更新内容については、デジタル庁へ追記・修正の依頼を行っている。デジタル庁より反映内容が展開され次第、内容を確認する。基本的には、データ要件・連携要件標準仕様書の変更となるが、機能・帳票要件に影響がある場合は反映を行う。</p> <p><基本データリスト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務的に必要と考えられる項目が対象になっていない。(国保・介護では対象となっているが後期では対象になっていない等) <p><機能別連携仕様></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV加害者情報の連携要件追加。 ・後期の機能要件として取り込む要件のない連携IFを不要とする。 (不要と判断した要件等の詳細は別途、厚労省ホームページに掲載される標準化検討会の資料をご参照ください) ・必要な項目が連携対象となっていない。(他団体課税者情報)

1.1 全国意見照会の実施について

<前ページから続く>

意見照会資料より再掲

No.	未反映事項	対象ドキュメント	未反映内容・対応状況
3	指定都市残要件の取り込み	機能・帳票要件	令和4年度にデジタル庁に対して政令市から意見があり、取りまとめが行われた結果、標準仕様書1.1版においては反映されず「再検討」とした要件がある(後期は65件)。これらの要件については令和5年度も継続してデジタル庁取り纏めのもと、政令指定都市にて再検討が行われており、この要件については未反映となる。検討結果を受領後、反映を行う。
4	特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討		特定健診システムの標準仕様書が今年度規定される予定である。規定内容に基づき標準仕様書の記載の見直し要否を検討する必要があるが、後期高齢の改定と同時期での見直しとなることから1.3版への持越しとすることも検討中。

1.1 全国意見照会の実施について

全国意見照会においては、それぞれの内容について、分類するため共通的に以下の区分を設けて内容の記入をしていただいている。（理由、優先順位把握のため）

<全国意見照会において共通的に設けた区分>

対象ドキュメント	区分	選択肢	
別紙1__機能・帳票要件 別紙2__帳票詳細要件 別紙3__帳票レイアウト 参考資料__業務フロー	意見発出理由	1:法令に定められた事務であるため 2:都道府県条例に定められた事務であるため 3:市区町村条例に定められた事務であるため 4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため 5:慣例運用のため 6:その他	
別紙1__機能・帳票要件	意見の種類	1:機能要件追加 2:機能要件削除 3:機能要件修正 4:管理項目のみ追加 5:管理項目のみ削除 6:管理項目のみ修正	7:帳票要件追加 8:帳票要件削除 9:帳票要件修正 10:実装類型のみ変更 (標準オプション⇒実装必須などの意見 のみの場合これを選択する) 11:その他
別紙1__機能・帳票要件	実装類型	1:変更なし 2:実装必須 3:標準オプション	4:実装必須、オプション混在 5:実装不可
別紙2__帳票詳細要件	意見の種類	1:印字項目追加 2:印字項目削除 3:印字項目名の変更	4:「印字編集条件など」の変更 5:類型変更 6:その他
別紙2__帳票詳細要件	実装類型	1:変更なし 2:実装必須	3:標準オプション 4:実装不可
別紙3__帳票レイアウト	意見の種類	1:項目・文言追加 (余白箇所への追加) 2:項目・文言追加 (余白以外の追加) 3:項目・文言削除 4:項目名・文言変更	5:項目・文言の配置変更 (余白箇所の変更) 6:項目・文言の配置変更 (余白以外の変更) 7:その他

1.2 全国意見照会結果について

全国意見照会の結果は以下のとおり。

<全国意見照会結果>

No.	意見照会対象	回答団体数	意見数	(参考) 前回回答団体数	(参考) 前回意見数
1	広域連合	2広域連合	5件	1広域連合	1件
2	市区町村	81市区町村	304件	95市区町村	614件

広域連合及び市区町村における309件の内訳は以下のとおり。

対象ドキュメント	業務区分	意見数 () 内が帳票詳細要件への意見数					
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
標準仕様書1.1版 (本紙)	—	18					
合計：18件		<u>18</u>					
別紙1_機能・帳票要件	共通	1			7	7	30
	資格	3			2	2	3
	賦課	1			10	5	14
	収納	3		1	8	3	32
	滞納	3			1	2	2
合計：140件		<u>11</u>		<u>1</u>	<u>28</u>	<u>19</u>	<u>81</u>

1.2 全国意見照会結果について

別紙2_帳票詳細要件及び別紙3_帳票レイアウトの全国意見照会の結果は以下のとおり。

対象 ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）		意見数（）内が帳票詳細要件への意見数						
			1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他	
別紙2_ 帳票詳細要件	共通	通知書印刷用帳票				1	2(1)	5(1)	
		宛名シール印刷用帳票						1	
	賦課	決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書				9(4)	10(10)	6(1)	
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書					(1)	1	
		決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書				1	3(3)	3	
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ						1(1)	
		納付書1（カク公）				2	1(1)	(3)	
		連帳納付書1（カク公）				1		(3)	
		納付書2（マル公）				1	1(1)	1(1)	
		連帳納付書2（マル公）				1		(1)	
		別紙3_ 帳票 レイアウト	口座振替不能通知書						1
			還付（充当）通知書				1	2(1)	1(1)
			充当通知書						1(1)
			還付請求書	1			2		5(1)
還付・充当希望確認票							1		
収納状況のお知らせ									
	納付証明書						1		

1.2 全国意見照会結果について

<前ページから続く>

対象 ドキュメント	業務区分・帳票名（一部省略名で記載）	意見数（）内が帳票詳細要件への意見数						
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他	
別紙2_ 帳票詳細要件	収納	口座振替済通知兼納付額証明書				1	1(1)	
		納付額証明書				1(1)		(1)
		完納証明書						
		督促状					3(2)	2
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（カク公）				2	1(1)	1(3)
		口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（マル公）				1	1(1)	1(1)
		口座振替不納通知書兼納付書（マル公）				1		1(1)
		還付（充当）希望確認票兼還付請求書						
		督促状兼納付書（マル公）					(1)	1
		催告書						1
別紙3_ 帳票 レイアウト	滞納	催告書別紙						
		分納誓約書				1		
		分納承認連絡書						
		納付誓約書						
		合計：87（49）件	1			26(5)	25(24)	35(20)

1.2 全国意見照会結果について

参考資料_業務フローの全国意見照会の結果は以下のとおり。

対象ドキュメント	業務区分	意見数 () 内が帳票詳細要件への意見数					
		1:法令	2:県条例	3:市条例	4:住民サ向上	5:慣例	6:その他
参考資料_業務フロー	共通	1			2		
	資格	2				2	
	賦課	2		1		3	
	収納				1		
	滞納	1					
合計：15件		6		1	3	5	

1.2 全国意見照会結果について

意見の傾向としては、以下のような内容であった。

① 1自治体あたりの意見数の減少について

前回 95自治体：約 600件

今回 81自治体：約 300件

となり、意見数は減少傾向かつ平均値としては1自治体あたりの意見数も減少傾向となった。

②自治体の内訳について

前回 20件以上意見有：7自治体

今回 上記7自治体の中で、意見数がなお多い自治体：1自治体

前回意見をいただいた自治体のうち、1自治体はなお多くの意見をいただいたものの、ほとんどの自治体においては減少しているため、1.1版までの意見照会により意見を標準仕様書に反映した結果、意見数が減少傾向となったと思われる。

なお、前回意見がなく、今回意見をいただいた自治体は53自治体となり、意見数は全体の5割を占める。いただいた意見の中には、今回修正していない箇所に対する意見も多く、結果として標準化の検討が自治体で進んだ結果、今まで内容を確認していなかった自治体にて確認が行われた結果によるものであると考える。

1.2 全国意見照会結果について

③ 意見内容について

いただいた意見の中で、多くみられた意見は以下のような内容であった。

対象ドキュメント	多かった意見内容	意見数
機能・帳票要件	「確定賦課での保険料決定通知書作成後、異動があった者のリストの作成機能を追加してほしい」といった、EUC機能で対応可能な、一覧機能に対する追加要望。 ⇒一覧系については原則、機能としては定義せずEUCで対応としているため、意見としては反映していない。	9
	「実装必須としないとベンダが実装してくれない」といった理由から、「実装類型を必須に変更してほしい」という意見。 ⇒原則、仕様書上の矛盾や制度上の必然性がない限りは議論済みのため、変更は行わない。ただし、意見実装内容が不明瞭であることから来ている意見などについては仕様書の補記や要件の考え方に補記	6
帳票詳細要件 帳票レイアウト	利便性向上の印字項目の追加や印字位置を見やすくするための改善意見等が、複数帳票の複数項目に同一の意見をいただいたために件数が多くなったもの。 ⇒必要に応じてレイアウトの追加や改善を実施。 <u>(複数自治体から意見があったもしくは制度横並びの観点での対応)</u> ⇒意見の中で1件は今回のWGの課題としている。	47
	宛名に「発行連番等の帳票を特定する番号を追加してほしい」といった意見で、2市区から複数帳票に意見をいただいたが、窓あき宛名領域の「対象者番号」にて規定済。	20
本紙 機能・帳票要件	「広域との連携方法について規定してほしい」といった、連携方式の詳細を明記してほしいといった意見。 ⇒東京都独自要件。広域標準システムとのファイル連携に市区町村支援システムに機能要件として求める要件はないため、反映しない。	8
機能帳票要件 帳票詳細要件	地方税統一QRコードの出力に関する意見。対応方針については【1.7】に後述するが、今後検討予定の要件となる。	17

上記のように、規定済みの要件で代替可能な意見や、利便性向上のため印字項目の追加や、印字位置を見やすくするために変更してほしい、といった意見が多くみられた。

これらのことから必要な機能数は満たしてきているが、利用を見据えて改善点を指摘する意見にシフトしてきたように見受けられた。

1.3 全国意見照会を受けての対応について

全国意見照会の結果については以下の分類で振り分け、標準仕様書1.2版（案）への反映を行った。
（前回の振り分け区分と同じ考え方で振り分けを実施）

No.	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	記載修正
1	質問	意見ではなく質問になっているもの。ただし、質問内容が記載改善により解消できると判断したものはNo.6の「記載修正」としている。	○	
2	対象範囲外	標準仕様書の対象範囲外に対する意見であるもの。	○	
3	今後対応予定	今後検討を行う事項に対する意見であり、現時点では仕様書の修正には反映できないもの。	○	
4	利便性向上	使いやすさ、見やすさ等を理由とした改善要望となるが、市区町村により考え方が異なり、一定の基準を定めることができないもの等といった理由から対応しないもの。	○	○
5	規定済み	既に標準仕様書で規定済みの機能に対するご要望や規定済みの機能で実現できるご要望。	○	
6	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等、意見のとおり修正するのみのもの。		○
7	経緯・補足修正	仕様書の記載が不十分であるためにいただいた意見であるため、経緯等の追記を行う必要があるもの。		○
8	制度	「1:法令に定められた事務であるため」と投入されたものや意見理由に法令をあげているもの。	○	○(※)
9	多数意見	過去の構成員意見も含め、複数団体から同様の意見があり、対応が必要と考えられるもの。		○
10	他業務横並び	これまでの検討会等で議論された内容に関する意見や、他制度との横並びに関する意見、後期のみではなく業務横断で決定が必要な要件。	○	○
11	厚労省確認	制度方針や各省庁での検討に委ねられていることで厚労省への確認するもの。	○	○(※)
12	デジタル庁確認	業務横断的な要件によりデジタル庁への方針確認が必要なもの。	○	○(※)
13	その他	No.1～No.12のどれにも属さないもの。	○	○(※)

※ 今回は該当した意見なし

1.3 全国意見照会を受けての対応について

前ページの対応区分についてそれぞれ対応内容を補足する。

対応区分	具体的対応内容
対応見送り	原則、標準仕様書1.2版（案）での反映は行わない。ただし、後述する一部の機能要件は、標準仕様書1.2版以降の版で反映の検討を行うものとして課題管理する。
記載修正	標準仕様書の記載の変更や要件の追加、記載不十分のためわかりにくい箇所の修正を行った。 なお、記載の変更や要件追加に当たっては、他業務横並び（主に国保）と不整合となっていないか、業務に支障が発生しないか、等を考慮して判断を行っている。

標準仕様書1.2版（案）については、今回、上記の意見照会結果を受けての修正を行っているが、変更の起因が判別可能なように色分けして修正している。

①全国意見照会結果及び、政令市要件の再検討により修正：

機能・帳票要件及び帳票詳細要件は、赤字＋セル背景色を黄色（※1）で資料に記載
本紙、業務フロー及び帳票レイアウトは、赤字で資料に記載

※1 1.1版からの変更箇所はすでに赤字で示しているため、これと判別可能とするために背景色を変更している。

※2 政令市要件に関する修正は、基本的には指定都市個別要件のみの変更となるため、全国意見照会の修正色と区別しない。

機能・帳票要件については「要件の考え方・理由」列に主たる変更理由を記載した。上記の全国意見照会結果については、他業務と同様に公開しない方針とし、標準仕様書1.2版の公開をもって、各市区町村において意見の反映有無をご確認いただくこととする。

②統合収滞納の対応により修正：緑で資料に記載

※①②で変更起因が重複しているものについては、①>②で色付け（赤）で色付け

1.3 全国意見照会を受けての対応について

意見照会の対応による集計結果は以下のとおり。

<機能・帳票要件>

機能・帳票要件で対応見送りとした111件の分類ごとの内訳は以下の通り。

対象ドキュメント	分類	対応見送り	主な意見内容
別紙1_機能・帳票要件	質問	1	印字項目の想定を教えてくださいといった質問。
	対象外範囲	17	画面要件に関する内容を規定してほしいといった、標準仕様書の規定範囲外に関する要望
	利便性向上	28	わかりやすくするため差額表示してほしいといった、変更要望。
	規定済み	32	一覧出力の要件の追加要望。
	制度	4	マイナ保険証及び資格確認書を踏まえた内容への変更要望。
	他業務横並び	3	国保と横並びの記載への修正要望。
	厚労省確認	4	地方税統一QRコードを出力する機能の追加要望。
	デジタル庁確認	1	連帳様式の追加要望。
	その他	31	市区町村の独自運用に関する機能の追加要望や、検討済みの実装区分の変更、他業務横並びで規定した内容に関する変更要望
合計		111	

標準仕様書の範囲外の機能要件や、標準仕様書に規定済みのものに関する意見、また「利便性向上」の区分においては多数意見ではないものや他業務でも規定のない細かい機能要件のご要望と判断されたものが多くあった。

なお、機能・帳票要件の記載修正としたものは、右記の通り29件となった。

業務区分	記載修正
共通	15
資格	1
賦課	1
収納	9
滞納	3
合計	29

1.3 全国意見照会を受けての対応について

<帳票詳細要件・帳票レイアウト>

対応見送りとした78（47）件のうち、既に別項目や本紙等で規定済みのものが28（11）件、利便性向上が23（4）件となっている。特に意見の多かった「決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書」については、上記理由によるものが多く、A3・A4様式の同一項目や、類似項目に対し、同一の意見をそれぞれ記載いただいたものが半数以上を占めている。

対象ドキュメント	帳票名（一部省略名で記載）		対応見送り	記載修正		
別紙2_ 帳票詳細要件	共通	通知書印刷用帳票	7(1)			
		宛名シール印刷用帳票	1			
	賦課	決定／変更通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始／変更通知書	25(15)			
		暫定保険料額決定通知書兼納入通知書	1(1)			
		決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始／変更／中止通知書 兼 納入通知書	7(3)			
		保険料口座振替開始（変更）のお知らせ	1(2)			
		納付書1（カク公）	2(4)	1		
		連帳納付書1（カク公）	1(3)			
		別紙3_ 帳票 レイアウト	納付書2（マル公）	3(2)		
			連帳納付書2（マル公）	1(1)		
			収納	口座振替不能通知書	1	
				還付（充当）通知書	4(2)	
				充当通知書	1(1)	
				還付請求書	1(1)	7
還付・充当希望確認票	1					
収納状況のお知らせ						
納付証明書	1					

※（）内が帳票詳細要件への意見数

1.3 全国意見照会を受けての対応について

<前ページから続く>

対象ドキュメント	帳票名（一部省略名で記載）	対応見送り	記載修正	
別紙2_ 帳票詳細要件	口座振替済通知兼納付額証明書	1(1)	1	
	納付額証明書	1	(2)	
	完納証明書			
	督促状	5(2)		
	収納	口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（カク公）	4(4)	
	口座振込不納通知書・督促章・催告書兼納付書1（マル公）	3(2)		
	口座振替不納通知書兼納付書（マル公）	2(1)		
	還付（充当）希望確認票兼還付請求書			
	督促状兼納付書（マル公）	2(1)		
	別紙3_ 帳票 レイアウト	滞納	催告書	1
催告書別紙				
分納誓約書		1		
分納承認連絡書				
納付誓約書				
87 (49) 件		78(47)	9(2)	

1.3 全国意見照会を受けての対応について

<業務フロー>

業務フローで対応見送りとした13件については、「仮徴収額の平準化を行わない流れをフローに追記してほしい」といった運用の分岐条件の追加の意見や、「現行通りの運用を行うために業務フローに追記してほしい」といった意見を多くいただいたが、業務フローはスタンダードな運用モデルを想定して記載していること、参考資料という位置付けに変更しており、各自治体の業務フローを拘束するものではないと規定していることから反映はしないと判断している。

対象ドキュメント	業務区分	対応見送り	記載修正
参考資料_業務フロー	共通	2	1
	資格	4	
	賦課	6	
	収納	1	
	滞納	0	1
合計		13	2

1.4 全国意見照会結果等を踏まえた標準仕様書の変更量について

全国意見照会結果等を反映した結果、標準仕様書1.2版（案）については全体で以下の変更が発生した。機能・帳票要件において、機能の増減は+15であった。また、帳票詳細要件及び帳票レイアウトにおいては、帳票の増減は+1であった。

対象ドキュメント	変更前		変更後		偏差	
	実装必須	標準オプション	実装必須	標準オプション	実装必須	標準オプション
別紙1__機能・帳票要件	203要件	202件	201要件	219件（※）	-2件	+17件
別紙2__帳票詳細要件 別紙3__帳票レイアウト	24帳票	11帳票	24帳票	12帳票	±0帳票	+1帳票
参考資料__業務フロー	—					

※ 指定都市個別要件13件は標準オプション機能として件数計上。内指定都市の場合に実装必須は4件

機能・帳票要件について、機能の増減以外に下記のような意見をいただいたことから、約24機能に対し、「機能要件」や「要件の考え方・理由」欄に補記を行っている。

- ・市区町村の運用に照らし合わせて要件を確認する際に、要件の詳細が読み取りづらい。
- ・機能要件の内容が曖昧に読み取れるため、明確にして欲しい。

帳票詳細要件及び帳票レイアウトについては、ハガキ様式を追加している。

内容を補記したものが6項目、帳票レイアウトにおいては項目追加や欄の変更等により修正が発生したものが33項目ほどあるが、これらの修正件数は上記の表には含めていない。

意見照会の結果を踏まえて議論させていただきたい事項については、次ページ以降に記載する。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題について

全国意見照会の意見を整理した結果を踏まえ、改めてベンダ分科会及び市町村WTにて確認又は議論いただく必要があると考えられる課題を事務局において整理した。

No.	課題	内容
1	帳票レイアウトの規定について	①「納付書の一体型様式を追加してほしい」 ②「帳票オーバーレイをプレ印字しておく必要があるのか」 といった意見を受けて、改めて他業務の規定状況等も踏まえて、帳票レイアウトについて規定すべきか検討する必要がある。
2	地方税統一QRコードについて	「納付書に地方税統一QRコードを出力するよう追加してほしい」との意見を受けて、取り扱いを検討する必要がある。
3	帳票の敬称について	帳票の市長名に続く敬称について二重敬称の廃止や、他制度との統一など種々意見を頂いた。これを踏まえて方向性を検討する必要がある。
4	用語の統一について	保険料賦課に関する年度の呼称について業務間での統一をするべきという意見を根強くいただいている。これを踏まえて方向性を検討する必要がある。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

課題

- ①費用等に影響するため、帳票のオーバーレイ(罫線)について、印字項目と併せてシステム印字されるのかプレ印字が必要なのか示してほしい。」
- ②「通知書と納付書が別送の場合、高齢者は内容理解が難しく、また郵送料の増加を防ぐため、納入通知書と納付書の一体型様式(連帳様式)を追加してほしい」といった意見をいただいた。

事務局における対応

- ①②を検討するにあたり、他制度(国保、介護)においてどのように示されているかを整理した。整理結果を次ページに示す。
整理結果を踏まえて、標準仕様書への記載内容などを検討している。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

後期及び、国保、介護の標準仕様書において規定されている内容を以下に整理した。

項目	後期	国保	介護	事務局見解
罫線	(考え方等の規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4用紙の場合は、白紙用紙への印字を前提とするためシステム印字を必須とする。 ・ 不定形用紙及びはがきの場合はプレ印字用紙を利用可能。 	(考え方等の規定なし)	<p>国保では明確に規定されている。 <u>後期としても自治体からの意見を踏まえ、国保の記載を参考に考え方を整理して追記することとする。</u></p>
一体型・連帳・はがき様式の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一体型様式について、定型用紙については標準仕様として規定。</u> ・ 定型用紙以外のハガキ様式・納付書等との一体型への対応については、一部規定しているが、専用紙での印刷であることから印刷の外部委託等により実現されるものであり、標準準拠システム外の対応となることから、仕様書に規定がないことによりその実施を妨げるものではない。 	(考え方等の規定なし)	(考え方等の規定なし)	<p><u>一体型様式の考え方は、後期のみ明確に示しているが、連帳、はがき様式に関する考え方は示していない。</u></p> <p><u>帳票レイアウトの比較については、次ページへ示す。</u></p>

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

各業務における一体型・連帳様式の帳票レイアウトの規定状況を以下に示す。

項目	後期	国保	介護	事務局見解
はがき様式	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替不能通知書 ・口座振替済通知兼納付額証明書 (意見照会を受け1.2版で追加) ・納付額証明書 ・督促状 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替不能通知書 ・口座振替済通知兼納付額証明書 ・納付額証明書 ・督促状 ・口座振替開始通知 (ただし、A4はなし) <p>※給付系は除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書 ・納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 ・特別徴収開始通知書 ・納付証明書 ・督促状兼納付書 <p>※認定、給付系は除く</p>	<p>介護と比較し、算定根拠を後期では示している関係で情報量が収まらないため、<u>ハガキは規定しない。</u></p> <p>国保とは<u>口座振替開始通知のハガキ規定で差がある。</u> ⇒ハガキを規定する。</p>
一体型様式	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 兼 保険料額決定(変更)通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 ・暫定保険料額決定通知書兼納入通知書 ・保険料額決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始/変更/中止通知書 兼 納入通知書 ・口座振替済通知兼納付額証明書 ・口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書 ・口座振替不能通知書兼納付書 ・還付・充当希望確認票兼還付請求書 ・督促状兼納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替済通知兼納付額証明書 ・口座振替不能通知書兼納付書 ・督促状兼納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始/変更/中止通知書 兼 納入通知書 ・納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(納付書一体型) ・納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(納付書一体型) 	<p><u>一体型は各業務間で作成量に差がある。結果として連帳型と一体型で考え方が分かれている。</u></p> <p>⇒次ページで<u>考え方を整理する。</u></p>
連帳様式	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書 ・過年度納入通知書 ・仮納入通知書 ・納入通知書 ・納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書 ・納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書 兼 納付書 ・納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 兼 納付書 	

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

事務局における対応（案）

①罫線について

<要素1>

標準仕様書における帳票の規定は、デジタル庁の横並び調整方針に従い、帳票印刷機能は、

- ・印刷データの作成：実装必須
- ・印刷イメージファイル(PDF)の作成：標準オプション

として全業務共通的に規定している。これを踏まえると標準準拠システムは、帳票定義の提供自体必須ではなく、「実装必須」として規定されているレイアウトに対して規定されている出力項目を印刷データとして作成することが求められる。罫線についてはあくまで標準オプション機能であるPDF出力を実装する際にそのレイアウト上求められるものとなる。

<要素2>

- ・PDFで出力する場合：基本的にはそのPDFデータをそのまま印刷業者に渡す方が安価
 - ・専用紙などで色紙を使う場合やUD帳票の場合：罫線の印字が不要なケースが存在する。
- と罫線は必ずしも必要とされるものではなく自治体が採択する帳票デザインによっては不要となる。

<要素3>

外部委託を前提とすると印刷コストは上昇する。内製化を可能としてコストダウンを図ることを可能とする必要がある。

<要素4>

罫線ありと罫線なしを様式定義することは仕様書やベンダのシステムのメンテナンスコスト上昇につながる。

これを踏まえて罫線の規定について標準仕様書(本紙)に次ページのように規定することでいかがか。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

事務局における対応（案）

罫線のシステム印字について

- ①帳票データをPDFに出力する場合、罫線については、出力する前提で提供するものとする。
A4、A3用紙については原則、印刷される罫線を使用すること。
- ②①の例外として専用紙、ハガキ、UD帳票等特殊な印刷を要件とする様式においては、以下のいずれかとする。
 - ・①と同様に予め印刷されている罫線を使用する。
 - ・実装必須機能として提供される印刷データを用いて外部委託業者に印刷を依頼する。
 - ・提供された帳票定義に対し、罫線を取り除いた帳票定義を利用する。

なお、罫線を取り除く作業自体は帳票のカスタマイズに該当するとせず、自治体においては調達時にどの帳票を罫線不要とするか明示の上、調達をかけるものとする。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

事務局における対応（案）

②連帳様式の対応について

後期の標準仕様書においては、

- ・原則、A3、A4などの通常用紙を前提とする。
- ・専用紙については業務上、必要となるもののみとし、特殊なプリンタが必要となるものは原則規定しない

を方針として進めてきた(結果、納付書のみ規定)。これに対し、

- ・国保:納入通知書(兼納付書)を連帳として規定。
- ・介護:基本的には上記と同様

となっている。国保については賦課の方式が世帯賦課であること、介護支援金など保険料以外も徴収していること、二方式、三方式、四方式と賦課の方式が分かれていることから1枚に印刷要件が納まらず、その結果、用紙がバラバラになりにくい、連帳様式が求められたとも考えられる。

介護については当初、要件としては規定されていなかったことから連帳を前提として希望する自治体からの意見を踏まえ、規定されたと考える。

(ただし、介護の規定は通常のA4帳票に点線を入れて連帳扱いとしているのみである)

これらを踏まえて対応案を検討する。

<検討要素>

- ・後期については、A4ないしはA3で1枚の両面にレイアウトは納めている(国保とは異なる)。
- ・連帳にする場合の納付書の様式(宛名がないもの)は既に規定済みである。
- ・連帳印刷する場合は基本的には罫線が予め印刷された帳票に印字する形式となるため、様式を規定する必要はなく、印字項目だけが規定されればよい。(印字項目はA3、A4で規定済)
- ・連帳様式について多数の自治体から意見が来ているわけではなく、一部の自治体からの意見である。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について

事務局における対応（案）

検討要素を踏まえて、標準仕様書(本紙)の帳票レイアウト定義の記載個所に以下の記載を追記する形でどうか。

連帳様式について

標準仕様書の規定するレイアウト以外に基本的に連帳様式を使用することはない。

ただし、納入通知書と納付書の組み合わせにおいては以下の考え方で実現することを可能とする。

なお、標準化の考え方において帳票については原則規定用紙を用いるとし、必然性がある場合に専用紙やハガキを用いることとしていることから、専用のレイアウトを標準仕様書として規定することは行わない。

- ・納入通知書のレイアウトについては既に規定されているものの並び、位置を変更することなく複数枚に印字を分割して印刷することとする。
- ・連帳とする際に使用する納付書の様式は「連帳納付書1（カク公）」もしくは「連帳納付書2（マル公）」を用いるものとする。
- ・連帳様式を使用する際には、帳票の罫線を印字しないようにするなどの対応が必要となることから調達時に連帳様式とすることを明記の上、印字データをもとに作成するのか、PDFまで作成が必要なのかを明確に自治体にて規定した上で要件をベンダに提示すること。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－地方税QRコードについて

課題

「納付書に地方税統一QRコードを出力するよう追加してほしい」との意見を受けて、取り扱いを検討する必要がある。

事務局における対応（案）

地方税統一QRコードについては、「令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定」として「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」という記載の中で以下の記載が行われている。

地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について

- 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAXを活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。
- eLTAXを活用した公金納付については、住民・事業者の公金の納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。
- 本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、**令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。**
- eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも**令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。**

保険料における公金収納の活用については、令和6年通常国会における立法措置を目指すとされていることから当年度は対応を行わず、**令和6年度以降の標準仕様書改版事項として課題管理する**ということではないかがか。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票の敬称の統一について

課題

帳票の市長名に続く敬称について二重敬称の廃止や、他制度との統一など種々意見を頂いた。これを踏まえて方向性を検討する必要がある。

事務局における対応

各業務における規定内容を調査した調査結果は以下の通り。

後期高齢において申請書が存在するのは還付請求書、分納誓約書の2帳票となる。還付請求書をベースに他業務との規定を比較した。

業務	敬称	記載方法
税	なし（二重敬称排除目的と想定）	—
国保	殿	固定打ち
介護	様	帳票詳細要件で可変とできることが記載されている。
後期高齢支援システム	殿（国保にあわせて統一）	固定打ち

確認した結果、統一は取れていない状況であることがわかった。

なお、自治体においてはこの敬称について市民からの問い合わせを受け、Q&Aを設けている自治体や規則として何を付与するのかを規定している自治体が存在することも調査から判明している。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票の敬称の統一について

事務局における対応（案）

各調査状況を踏まえ、対応案を①～⑤で列挙した。ただしいずれも懸案はある。

①何も付与しない（「〇〇市長」でとどめる）

⇒後ろに言葉がない場合、その記載されている対象者の名称が行為の主体なのか客体なのかがわかりにくくなる。

②殿、様

⇒既に「市長」という役職名がついているため、二重敬称ではないかという問題がでる。

③宛

⇒日本人の文化として宛を二重線で消して「殿」「様」をいれるなどの煩雑さが発生する。

④可変にする

⇒結局、各自治体や業務で統一がとれなくなる。

⑤①のデメリットを解消する方法として「申請先：〇〇市長（※）」とする。（※）市長の部分は可変

⇒他業務との統一という観点では、後期だけ違う考え方となる。

統一を図るのが困難な場合、介護のように④とする案が考えられるが、各委員の方の意見を踏まえて方向性を決定したいと考える。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－用語の統一について

課題

保険料賦課に関する年度の呼称について業務間での統一をするべきという意見を根強くいただいている。これを踏まえて方向性を検討する必要がある。

事務局における対応

何らかの賦課を行う各業務における用語の規定を調査した調査結果は以下の通り。

項番	転記元仕様書	後期		統合収納／統合滞納		介護	
1	仕様書 用語説明	相当年度	保険料賦課の対象となる年度	相当年度	-	賦課年度	介護保険料賦課の対象となる年度のこと
	基本データリスト データ項目・項目定義		介護保険では「賦課年度」 保険料賦課の対象となる年度		賦課の対象となる根拠の発生した年度(賦課すべき年度)		保険料賦課の対象となる年度
2	仕様書 用語説明	賦課年度	保険料の賦課決定をした年度	賦課年度	-	調定年度	賦課された介護保険料を徴収する年度のこと。
	基本データリスト データ項目・項目定義		介護保険では「調定年度」 保険料の賦課決定をした年度		納付義務者に対し納めなければならない税(料)額を決定及び通知した年度		保険料を徴収する年度
項番	転記元仕様書	国保		税		子ども子育て	
1	仕様書 用語説明	対象年度	保険料(税)賦課の対象となる年度のこと。	課税年度	課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度	賦課年度	-
	基本データリスト データ項目・項目定義		対象年度:課税を行うべき年度を設定。賦課の対象となる年度(課税すべき年度)を設定		課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度		賦課の対象となる根拠の発生した年度
2	仕様書 用語説明	賦課年度	納付義務者に対し納めなければならない額を決定及び通知した年度のこと。	賦課年度	-	調定年度	-
	基本データリスト データ項目・項目定義		賦課を行った年度を設定(調定をたてる年度)		納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度		納付義務者に対し納めなければならない保育料等を決定及び通知した年度

確認した結果、以下のことがわかった。

- ・税、国保、後期、統合収納／滞納においては「賦課年度」の意味は統一されている。
- ・介護、子ども子育ては賦課年度概念が上記と逆転している。(これがわかりづらさを助長している)
- ・保険料賦課の対象となる年度に対する用語の規定が各制度ばらばらとなっている。
- ・後期と統合収納／統合滞納については用語が一致している。

1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－用語の統一について

事務局における対応（案）

後期高齢としては、賦課年度については税、国保とも一致しており、相当年度の考え方も統合収納、滞納における規定と一致している。

そのため、後期としては現状、上記の一致が行われていることをもって標準仕様書上の用語は変更しないこととする。

2. デジタル庁検討事項の対応について

- 2.1 デジタル庁検討事項の対応について
- 2.2 横並び調整方針の見直しに伴う対応
- 2.3 データ要件・連携要件との整合性確認
- 2.4 統合収滞納対応
- 2.5 指定都市残要件の取り込み

2.1 デジタル庁検討事項の対応について

全国意見照会結果を踏まえた修正の他に、デジタル庁より方針が示された検討結果等の反映や、持ち越し事項の対応を行っている。これらについて、標準仕様書1.2版（案）における対応状況及びデジタル庁や関係省庁の対応状況を以下のとおり整理した。詳細は、後述の章で状況をご説明する。

No.	デジタル庁より示された方針	内容	詳細記載箇所
1	横並び調整方針の見直しに伴う対応	令和5年6月改定版の内容より、対応保留事項としていた以下の3点を機能・帳票要件へ反映する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市残要件の取り込みに伴う実装必須機能の取り扱い ・デジタル庁共通要件の適合基準日の取り扱い ・「標準オプション機能」の適合基準日の取り扱い 	【2.2】
2	データ要件・連携要件との整合性確認	令和5年3月末に地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)2.0版が公開され、2.1版が令和5年9月末に公開されている。ここでの更新内容について1.0版からの差分を確認し、後期高齢単独で判断でき、反映が必要と判断したものは標準仕様書に取り込み、意見照会を実施済み。 機能・帳票要件との整合性等を確認した結果、デジタル庁に確認が必要な内容については、デジタル庁の回答を受けて、標準仕様書に反映する必要がある。	【2.3】
3	統合収滞納対応	データ要件・連携要件標準仕様書において統合収納・統合滞納に関する要件について第2.0版が令和5年3月末に公開された。ここで大量に連携要件が追加になっていたことから、機能・帳票要件等の対応を検討し、統合収納・統合滞納機能を使用する場合の導入パターンと、パターンごとの連携インタフェースの利用想定を標準仕様書(本紙)に記載した。 デジタル庁に確認が必要な内容については、デジタル庁の回答を受けて、標準仕様書に反映する必要がある。	【2.4】
4	指定都市残要件の取り込み	令和4年度にデジタル庁において実施した <u>指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった意見</u> (後期は65件)について、再検討を行う方針とスケジュールが示されたため、デジタル庁が示すスケジュールに合わせて、対応を行ってきた。 指定都市における検討結果と、事業者照会結果を受けて、標準仕様書へ反映を行う必要がある。	【2.5】
5	振り仮名法制化に伴う見直しについて	振り仮名法制化に伴うデータ要件・連携要件の変更による影響を確認し、標準仕様書へ反映を行う必要がある。	【2.6】

2.2 横並び調整方針の見直しに伴う対応

課題

令和5年6月にデジタル庁より公開された横並び調整方針について、対応保留としていた事項を機能・帳票要件へ反映する必要がある。

事務局における対応（案）

① 指定都市残要件の取り込みに伴う実装必須機能の取り扱い

一般市と指定都市の実装区分は原則としては同一でありこれらを区別するものではないが、政令指定都市向け機能要件について整理を行った結果、指定都市において必要となる機能が存在し、当該機能は一般市としても使用可能な機能であるため、指定都市の場合は実装必須機能、一般市の場合は標準オプション機能として規定することとし、機能・帳票要件に該当の機能を示す欄を以下の通り設けることとした。

なお、指定都市の場合に実装必須とする機能の判断基準等については、【2.5】に後述する。

※ 指定都市の場合に実装必須機能となる機能を示す。記載のない機能は「実装区分」欄の実装類型に従う。

機能要件	指定都市必須機能	実装区分	要件の考え方・理由	備考
被保険者の最新の居住地が属する行政区として「所管区」を管理できること。 ※1 所管区については住記システムより連携される情報を基に異動の反映を行えること。 (なお、システムの管理上、行政区を既に管理している場合、行政区を所管区を別に管理する必要はない)		標準オプション機能	政令市要件再検討の<論点1>を基に記載内容を追加	
区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。		標準オプション機能	政令指定都市固有の要件は、実装オプションとしている。	【第1.2版】機能ID 0250470に変更
区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。 ※1 異動に伴って所管区も変更できること。	実装必須機能	—		【第1.2版】機能ID 0250089から変更

指定都市の場合のみ実装必須機能となる機能については、「指定都市必須機能」欄に必須機能であることを示す。記載のない機能については、一般市の実装類型に従うものとする。

上記の考え方については、本紙に記載を追加した。

2.2 横並び調整方針の見直しに伴う対応

事務局における対応（案）

② デジタル庁共通要件の適合基準日の取り扱い

「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会(第7回)(2024年1月30日開催)」において議論されている内容を確認したが、課題が残っている状況であり、経過措置を設けること、新たに機能要件を設けることを検討していることが記載されていた。

現時点においても要件が確定できないことには変わりはないため、基準日については「デジタル庁が定める基準日に従う」との記載のままとして、期日を明記しないこととする。

この場合、各システム間はその文字で連携すべきなのか？が課題として残るがデジタル庁において検討している経過措置含めた判断となる。

③ 「標準オプション機能」の適合基準日の取り扱い

デジタル庁より方針が示されていないため、今年度の1.2版においては標準オプション機能の適合基準日は空欄のままとする。これにより、いつまでに標準オプション機能を実装すべきであるかが明確にならないこととなるが、令和6年1月末に公開された住記、国保においても、標準オプション機能の適合基準日は明記されていないことから、後期としても、方針が示され次第対応を検討する。

2.3 データ要件・連携要件との整合性確認

課題

令和5年3月末及び9月末に公開されたデータ要件・連携要件標準仕様書の更新内容について1.0版からの差分を確認し、標準仕様書に反映する必要がある。確認の結果、後期高齢単独で判断でき、反映が必要と判断したものは標準仕様書に取り込み、意見照会を実施済みとなる。デジタル庁へ確認が必要な事項については、デジタル庁の回答を確認し、標準仕様書に反映する必要がある。

事務局における対応（案）

デジタル庁へ確認が必要な事項を洗い出し、51件の確認事項を令和5年11月26日にデジタル庁へ提出し、令和5年12月18日にデジタル庁より回答を受領した。回答を確認したものの、なお再確認が必要な事項が存在したため、令和6年1月25日にデジタル庁へ再質問を提出した。

受領した回答により、標準仕様書へ反映する必要があると判断した内容は以下の通り。

#	業務	機能ID	機能名称	見直し内容
1	資格	0250334	個人番号情報登録	対応する連携要件が削除されたため、連携要件にあわせて規定していた左記の機能要件を削除し、業務フローに当該機能を記載していた箇所を削除した。

また、データ要件連携要件の改定版により、確認事項が反映されたものや、回答により解決した事項は12件となった。

デジタル庁からは指摘事項に対する回答などをいただけていないものがあるため、今後、回答を踏まえて仕様書への反映が必要となるものは、反映していく。

2.3 データ要件・連携要件との整合性確認

事務局における対応（案）

前ページに整理した、残る38件については、再度デジタル庁へ質問中のため、回答を受領次第内容を確認し、機能帳票要件の修正が必要な場合は、令和6年3月末の公開までに反映を行う。

2.4 統合収納対応

課題

データ要件・連携要件標準仕様書において、統合収納・統合滞納に関する要件の第2.0版が令和5年3月末に公開された。ここで大量の連携要件が追加になっていたことから、機能・帳票要件等の対応を検討し、統合収納・統合滞納機能を使用する場合の導入パターンと、パターンごとの連携インターフェースの利用想定を標準仕様書(本紙)に記載した。デジタル庁へ確認が必要な事項については、デジタル庁の回答を確認し、標準仕様書に反映する必要がある。

事務局における対応

デジタル庁へ確認が必要な事項を洗い出し、17件の確認事項を令和5年11月26日にデジタル庁へ提出し、令和5年12月18日にデジタル庁より回答を受領した。回答を確認したものの、なお再確認が必要な事項が存在したため、令和6年1月25日にデジタル庁へ再質問を提出した。

回答により解決した事項は10件となった。

残る7件について、デジタル庁への確認内容と仕様書への反映見込みを次ページに示す。

2.4 統合収滞納対応

残る7件のデジタル庁への確認内容と、今後の作業見込みを以下に示す。

#	対象	項目ID/機能ID	デジタル庁への確認内容	今後の残作業
1	基本データリスト	連絡先情報	後期機能別連携仕様の連携ID：036o014（送付先・連絡先情報（統合収滞納管理））の追加に伴い、後期システムの基本データリスト（グループ名：連絡先情報）へ不足項目を追加していただきたい。 [不足項目]・連絡先区分	基本データリストへの反映結果を確認する。
2		代理人情報	後期機能別連携仕様の連携ID：036o013（代理人情報）の追加に伴い、後期システムの基本データリストにて定義されていない代理人情報を取り込む必要があるため、基本データリストへ「代理人情報」に関する管理項目を追加していただきたい。	
3		口座情報	後期機能別連携仕様の連携ID：036o010（振替口座情報）の追加に伴い、後期システムの基本データリスト（グループ名：口座情報）へ不足項目を追加していただきたい。 [不足項目]・口座振替停止開始年月日 ・口座振替停止終了年月日	
4		督促停止情報	後期機能別連携仕様の連携ID：036o008（督促停止情報）の対応に伴い、後期システムの基本データリスト（グループ名：督促抑止情報）項目名を修正いただきたい。 [不足項目] ・督促抑止管理番号 → 督促停止管理番号 ・督促抑止年月日 → 督促停止年月日 ・督促抑止事由 → 督促停止事由 ・督促抑止解除年月日 → 督促停止解除年月日 ・督促抑止解除事由 → 督促停止解除事由	
5		項目ID：037o008	後期の基本データリストについて、「期割情報」のデータ項目ID：02500556（納期限）の項目のみであり、繰上徴収にて変更となった納期限を管理する項目が存在していない。繰上徴収情報を連携する場合には、新たに変更納期限（もしくは変更前納期限）を管理する項目が必要と考えるため、項目を追加していただきたい。	

2.4 統合収滞納対応

<前ページから続く>

#	対象	項目ID/機能ID	デジタル庁への確認内容	今後の残作業
6	機能別連携仕様	連携ID：0250268	後期機能別連携仕様の連携ID：0250268（広域連合送付滞納者情報作成）について、広域連合への滞納者情報の作成に関する要件を規定している。 統合収滞納機能と連携を行う場合において、統合収滞納機能における機能別連携仕様書には広域連合との連携が規定されていないことから、後期システムを仲介し広域連合への連携データを作成する必要があると想定される。 上記により、広域連合への滞納者情報の作成にあたり催告書発行日の項目が必要となるが、統合収滞納機能の連携IF「催告書発送日」項目が含まれないため、連携IFへ追加をしていただきたい。	機能別連携仕様への反映結果を確認する。
7		連携ID：0370002	統合滞納機能からの「滞納明細情報」について、データ項目ID：03700334 処分の有無について、後期基本データリストの「滞納者情報」ではデータ項目ID：02500772 分割納付有無としており、総合滞納機能の連携IFの処分の有無では分納情報かを判定できない状態となっている。処分の有無の項目について分納、処分の有無を分けて詳細化していただきたい。 また、「滞納明細管理」の連携項目はその他連携IFである分割納付計画情報や各滞納処分の連携等にて充足できるのではと考えており本連携IFは何に使用する想定なのかを併せて示していただきたい。	

2.4 統合収滞納対応

事務局における対応（案）

前ページに整理した残る7件については、再度デジタル庁へ質問中のため、回答を受領次第内容を確認し、機能帳票要件の修正が必要な場合は、令和6年3月末の公開までに反映を行う。

仕様書へ反映し、意見照会を実施した内容に関して、何点か意見をいただいた。

- ① 統合収滞納に関連する機能として機能帳票要件に追加した機能については、「統合収滞納システムとの連携にかかわらず、必要な機能であるため、実装必須にしてほしい。」との意見をいただいたものの、統合収滞納を利用する場合には、標準オプションになることから、実装必須にはできないと判断した。
- ② 「執行停止時の延滞金減免計算」機能に対して、「機能要件が抽象的で、どのような機能なのかわかりにくい」との意見をいただいたため、機能要件の内容を見直した。
（【1.4】に示した意見照会結果による標準仕様書の変更量に含む）

その他の修正内容については、特段の意見をいただかなかったため、統合収滞納の対応として仕様書へ反映した内容については、現在の要件にてFixさせていただく。

2.5 指定都市残要件の取り込み

課題

令和4年度にデジタル庁において実施した**指定都市要件の点検作業の結果、「再検討」となった意見**(後期は65件)について、再検討を行う方針とスケジュールが示されたため、デジタル庁が示すスケジュールに合わせて、対応を行ってきた。

最終的に残った成案に対し、事業者照会について後期高齢においては6ベンダに対して照会が行われたが提示した要件の大半について実装実績なし。対応が困難という回答が大半を占めた。これを踏まえて最終的に残った成案について方針を決定する必要がある。

事務局における対応

デジタル庁が示したスケジュールにあわせ、指定都市要件の検討を行ってきた。詳細は、以下に示す。

No.	作業項目	期間(予定)	対応内容	件数
1	事務局における再整理(1回目)	令和5年10月5日 ～10月18日	再検討の65件について、デジタル庁が示す以下の分類に基づき整理した。 ア. 制度上の理由等により受入難いと判断した項目 イ. 既に成案済・成案見込みの項目 ウ. 代替項目・代替方法がある項目 エ. 機能要件不足等の項目(要望内容の要件に疑義があるもの) オ. 上記以外の項目	各分類ごとの件数 ア: 6件 イ: 14件 ウ: 8件 エ: 24件 オ: 13件
2	指定都市における再整理	①令和5年10月23日 ～12月4日 ②期限変更分: ～令和6年1月5日	上記の分類結果をもとに、当初意見を提出した指定都市により、要件の明確化と他指定都市の同意確認を行った。 デジタル庁方針: ・11団体以上の同意がある場合は、実装必須機能の候補 ・4団体以上の同意がある場合は標準オプション機能の候補 なお、検討結果の令和6年1月9日に遅れて提出されたものが8件あった。	11団体以上同意: 11件 4団体以上同意: 7件 3団体以下同意: 1件 取り下げ: 38件 期限後に提出 11団体以上同意: 2件 行政区: 3件 取り下げ: 3件

2.5 指定都市残要件の取り込み

<前ページから続く>

No.	作業項目	期間（予定）	対応内容	件数
3	事務局における再整理（2回目）	①令和5年12月5日～12月22日	指定都市における検討結果により成案要望のあった18件について成案候補/不採用の判断を行った。 なお、不採用ながら代替案によって成案候補とすることが可能と判断した2件については、事業者照会対象とした。	成案候補 : 11件 不採用(事業者照会あり) : 2件 (※1) 不採用 : 5件
4		②令和6年1月9日～1月22日	指定都市の検討結果の提出が遅れたもののうち成案要望のあった5件について、追加で成案候補/不採用の判断を行った。 行政区関連の要望については、検討資料にて成案候補となる要件を整理した。	不採用 : 2件 行政区 : 3件
5	事業者照会	①令和6年1月5日～1月19日 ②令和6年1月23日～2月1日	事務局が整理した成案候補等の事業者照会事項について、ベンダ6社に対して照会が行われた。実装可否等を回答いただいた。	
6	事務局における仕様書反映	令和6年1月29日～2月9日	事業者照会結果受領後では、分科会・WT資料に間に合わないことから、事務局において整理した内容をもとに先行して仕様書へ反映した。	成案候補 : 11件 (※2) 行政区 : 3件
7	事務局における仕様書反映要否（最終判断）	令和6年1月29日～2月25日	事業者照会結果を受領。2月25日までに最終的な判断を行うこととされたため、内容について回答を実施。	

(※1)自治体から提出された案は不採用としたが一部意見を踏まえ、代替案を検討して事業者照会対象としている。

(※2)実際には同一の要件が2件あげられているため、実質の要件は10件となる。

2.5 指定都市残要件の取り込み

事務局における対応（案）

最終的に残った要件(成案候補10件(重複排除後)と不採用(事業者照会あり)2件に関する事業者照会の結果は、以下の通り。
 なお、デジタル庁から本件を規定する場合、適合基準日は、令和8年4月1日とするという考えが示されているため、当該内容をもとに判断を行う。

標準仕様書で規定しても適合基準日までに事業者が実装出来ない場合、結果として適合できる事業者がごく僅かとなり、自治体において事業者を選定する余地がなくなってしまうため、以下の判断基準を検討した。

○実装必須とするもの：**3事業者以上が「実装可能」もしくは「条件付き実装可能」としていること。**

○標準オプションで規定するもの：**最低限1事業者が「実装可能」もしくは「条件付き実装可能」としていること。**

(適合基準日をずらせば可能としている要件を条件に含むことも検討したが、現時点デジタル庁において標準オプションに関する適合基準日の考え方が示されていない。要件決定後、対応不可能となる条件で規定される可能性もあることから、検討要素としないこととしている)

上記対応案に基づいた判断としたいと考えているがいかがか。

なお、行政区側の整理についても同様の考え方での整理とする予定である。

No.	対象となる要件	種類	事業者回答	条件の内容	事務局判断
1	区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。	実装必須に変更	実装可：1事業者 条件付実装可：2事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者	住基から区間異動の異動事由が連携されること。	実装必須とする。
2	通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。	実装必須に変更	実装可：1事業者 条件付実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者 実装不可：1事業者	実装条件をバンドの裁量に委ねること。	標準オプションのままとする。
3	各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。	実装必須に変更	実装可：1事業者 条件付実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者 実装不可：1事業者	提供コストの増加	

2.5 指定都市残要件の取り込み

No.	対象となる要件	種類	事業者回答	条件の内容	事務局判断
4	EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。	実装必須に変更	実装可：2事業者 条件付実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者	提供コストの増加	実装必須とする。
5	広域連合向けの住民基本台帳情報を作成する際に世帯主が存在しない場合（複数世帯の世帯主が死亡や転出等で世帯主未登録時）は、作成を保留できること。また、世帯主未登録者を一覧等で確認できること。	要件追加（標準オプション）	実装可：1事業者 条件付実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：2事業者 実装不可：2事業者	パターンによっては完全に保留とすることはできない。	標準オプションとして規定する。 （政令市個別要件外）
6	住登外者宛名番号管理機能を後期高齢支援システムに個別に実装する場合に、自治体内で管理している宛名番号で住登外者の紐付けができない際は、4情報（※1）を用いて突合・紐付け、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 4情報は氏名、生年月日、性別、住所とする。 ※2 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※3 個別に紐付けの解除ができること。 ※4 突合・紐付けは一括でできること。	要件追加（標準オプション）	実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者 実装不可：2事業者	—	標準オプションとして規定する。 （政令市個別要件外）
7	口座振替依頼データ作成後、消込結果が連携される前に依頼対象の期別に対し納付、該当期別の保険料額の更正、対象振替口座の取消、対象振替口座の変更があった対象データを対象の振替依頼情報（金融機関コード、支店コード、預貯金種別、口座番号、口座名義人、金額）を一覧で出力できること。 ※EUC機能において対応可能な場合はこの要件専用の機能でなくとも同様のデータが抽出できればよい	要件追加（標準オプション）	条件付実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者 実装不可：2事業者	一覧出力ではなく口座振替停止依頼書を出すのであれば可能	標準オプションとして規定する。 （政令市個別要件外）

2.5 指定都市残要件の取り込み

No.	対象となる要件	種類	事業者回答	条件の内容	事務局判断
8	<p>住民サービス維持のため、所得未申告者の所得情報について、若年（19歳未満）、被扶養者は所得申告扱いとして所得情報を自動で登録できるようにすべきである。 ⇒<機能ID:250464></p> <p>税務システムから連携される、個人住民税扶養情報を、受信できること。 受信した個人住民税扶養情報を基に、個人住民税扶養情報の登録を行えること。 登録された個人住民税扶養情報を照会・修正・削除できること。</p> <p>【管理項目】 機能別連携仕様（後期高齢支援システム）の定義に準拠。</p> <p>※1 異動更新は基本的に一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「税務システムから受信」は、共通基盤等からの受信を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p> <p><機能ID:250465> 税務システムから連携される個人住民税扶養情報を取り込んでいる場合に、被扶養者であることを把握できた対象者が未申告であれば、広域連合に所得・課税情報を送付する際に申告不要な対象者（非課税扱い）として送付することができること。として意見照会時点で規定済み。</p>	要件追加 (標準オプション)	<p>実装可：2事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者 実装不可：1事業者</p>		標準オプションとして規定済。
9	<p>催告時や納付書発行時の交渉経過への自動記録機能が必要である。</p>	要件追加 (標準オプション)	<p>実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：4事業者 実装不可：1事業者</p>		標準オプションとして規定する。 (政令市個別要件外)

2.5 指定都市残要件の取り込み

No.	対象となる要件	種類	事業者回答	条件の内容	事務局判断
10	「機能ID250234（滞納者抽出）で抽出可能な条件で、一括又は、個別にグループ管理できること。」 あわせて機能ID250234を政令市で必須とする。	要件追加 （実装必須）	実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：3事業者 実装不可：2団体		標準オプションとして規定する。 （政令市個別要件外）
11	追加箇所①：機能ID 0250318（納入通知の印刷）の標準オプション機能に追記 ※8 政令指定都市の場合は、賦課区が変更したことを契機に出力できること。 --- 追加箇所②：賦課-01 項番76決定(変更)理由の印字編集条件に追記（※部分は標準オプション機能とする） 決定内容によって以下の内容を印字すること （印字例：納入通知） 決定理由 （印字例：変更通知） 変更理由 ※政令指定都市の場合は、区間異動した場合の変更理由も設定できること	要件追加 （標準オプション）	実装可：1事業者 適合基準日までに実装不可：4事業者 実装不可：1事業者		標準オプションとして規定する。
12	納付書などの様式の問い合わせ先についてシステム印字としてほしい 対象帳票：賦課-05、収納-12 システム印字項目：領収証書 追加項目：問い合わせ先 担当部署名 担当部署住所 担当部署電話番号 担当部署FAX番号 担当部署メール 実装項目：オプション 印字編集条件など： マスタ管理している問合せ先情報を設定 ※一般市の場合、プレ印字として可 ※政令市の場合、必須項目とし行政区ごとの問合せ先情報を設定 ※郵便還付先を問合せ先情報として代替可能な場合、本項目を実装していなくても可	要件追加 （標準オプション）	適合基準日までに実装不可：4団体 実装不可：2団体		不採用とする。

3. その他検討・課題事項について

- 3.1 その他検討・課題事項について
- 3.2 特定健診（健康診査）の標準仕様書作成を受けての反映要否検討
- 3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

3.1 その他検討・課題事項について

その他の検討・課題事項については、以下の2件がある。それぞれに対する対応方針をまとめる。

No.	検討・課題事項	内容	詳細記載箇所
1	特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討	特定健診等に係る標準仕様書を規定する議論を行うため、新たに特定健診等WTが設置され、令和5年11月16日に第1回WTが開催された。特定健診等の標準仕様書は、国保標準仕様書の一部として、令和6年3月末に【第0.9版】として公開した後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開することとなった。既に公開済みの国保標準仕様書においては、特定健診等に係る内容について、今年度は反映を見送ることとなった。	【3.2】
2	振り仮名法制化に伴う見直しについて	振り仮名法制化に伴うデータ要件・連携要件の変更による影響を確認し、標準仕様書へ反映を行う必要がある。	【3.3】

3.2 特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討

課題

特定健診等に係る標準仕様書については、今年度特定健診等WTが設置され、国保標準仕様書の一部として、令和6年3月末に【第0.9版】として公開した後、令和6年8月末に【第1.0版】として改めて公開することとなった。後期としての今年度の対応方針を整理する必要がある。

事務局における対応

特定健診等標準仕様書の検討は、令和6年1月19日に全国意見照会を終え、その結果を踏まえた質問が来たところと伺っている。

上記に関連し、特定健診等システムにおいては後期の被保険者の情報について取込可能とすることを要件として規定すると伺っており、連携内容について確認依頼があったものに対して回答を実施している。

事務局における対応（案）

- ・特定健診等標準仕様書に対する対応としては大別して以下、2点の対応が必要となると考えている。
 - ①特定健診等標準仕様書、健康管理システムの標準仕様書の規定内容を確認し、現在、従前の運用を継続可能として規定している当該事業に関して、標準仕様書規定内容を踏まえた記載に見直しをする。
 - ②特定健診等標準仕様書で規定される機能要件に対して、後期高齢として必要なデータの授受を行えるよう規定する。
- ①について：仕様書が確定しないことには検討を行うことが難しいことから令和6年度以降の課題として継続管理とする。

次ページへ続く

3.2 特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討

事務局における対応(案)

②について

現在、類似の業務を行う「健康管理システム」との連携においては
機能ID:250499(標準オプション)

健康管理システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。

※1 作成は一括でできること。

として規定している。これを踏まえて同様の要件を規定することが考えられる。

なお、健康管理システム等の連携においても「標準オプション」としているのは、現在、国保連合会が運営している「特定健診等データ管理システム」にデータを連携しているのは広域標準システムであることを踏まえ、原則は広域標準システムのインタフェースを利用していただくことを前提としているためである。

<考えの整理>

- ・実装必須機能に対して:広域標準システムの連携インタフェースを取り込んでいただく。(※)
- ・標準オプション機能に対して:デジタル庁規定の連携要件でファイルを作成したものを取り込んでいただく
そのため、同様の考え方として「標準オプション」として以下の機能要件を規定することでいかがか。

特定健診システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。

※1 作成は一括でできること。

(※)「特定健診等データ管理システム」に渡しているのは被保険者マスタ情報となる。これは広域単位のファイル出力のため、健康管理システム等に渡すのは後期高齢者支援システム等にも連携している「被保険者情報」のインタフェースを想定している。双方のインタフェースの主な差は、前者は送付先住所が設定されるが後者は現住所が設定されることなどがある。(後期の送付先を受診券に反映したい場合、不便な側面があるが、デジタル庁の規定する連携IFでも住所項目は規定されていない。)

3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

課題

振り仮名法制化に伴うデータ要件・連携要件の変更による影響を確認し、標準仕様書へ反映を行う必要がある。

振り仮名法制化の成立経緯は以下の通り。

<背景>

デジタル社会形成整備法(2021年5月19日公布)附則第73条において「政府は、(中略)個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目的としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。

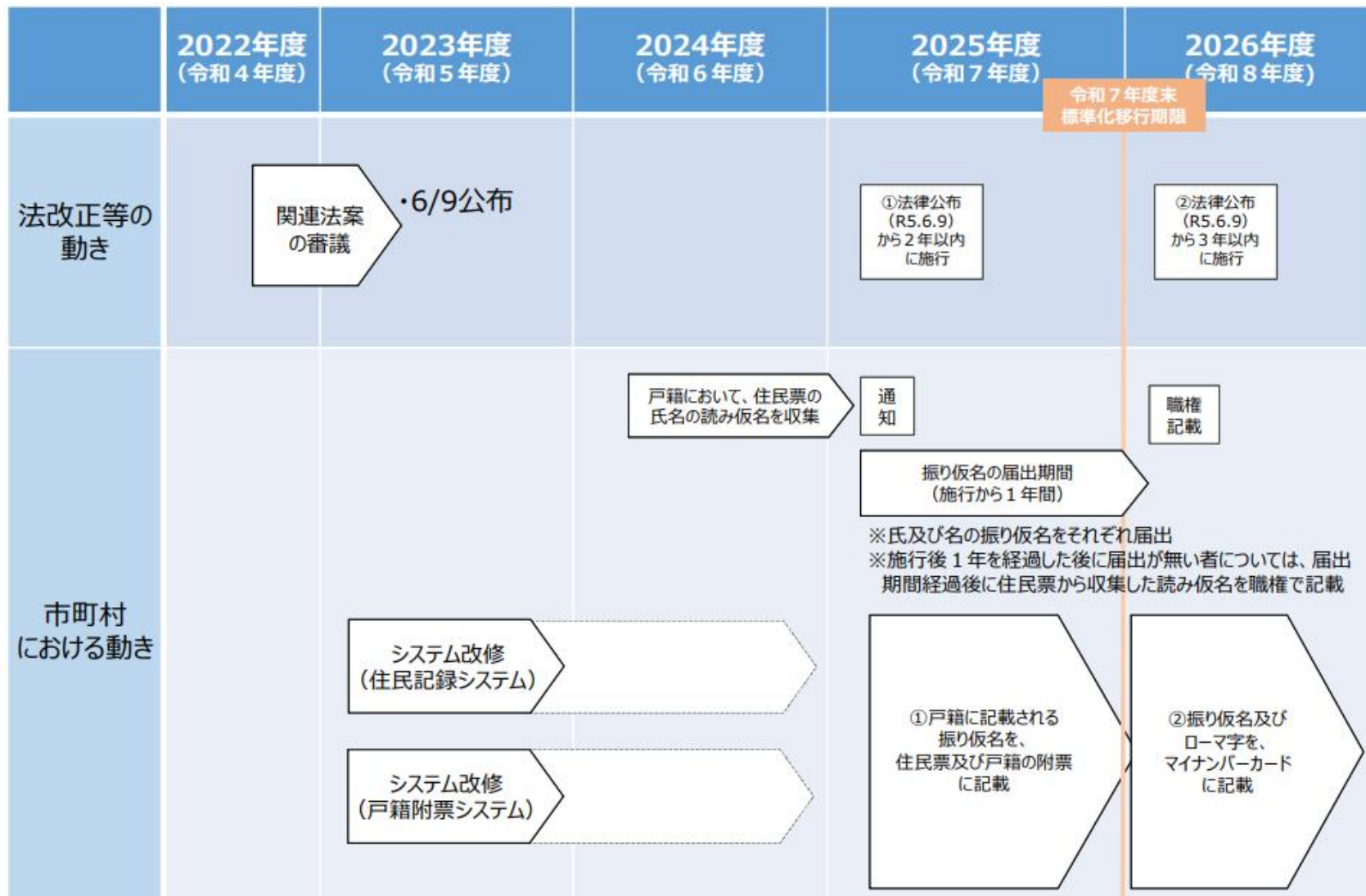
また、デジタル社会の実現に向けた重点計画(2022年6月)において、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、2023年の通常国会に関連する法案が提出され、6月に可決・成立した。

法制化を受けて、住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書において示されたスケジュールを次ページに示す。

3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討において示された、振り仮名等記載に向けたスケジュール(案)は以下の通り。

1-2. 住民票等への振り仮名・マイナンバーカードへのローマ字の記載等に向けたスケジュール(案)



3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

前ページのスケジュールを踏まえると、令和7年6月以降に住民票へ振り仮名が記載される見込みであり、標準化の期限である令和8年4月に、振り仮名及びローマ字のマイナンバーカードへの記載を開始する予定となっている。後期としても振り仮名を出力する場合は、令和8年4月に向けて、標準準拠システムとしての対応を終える必要がある。

影響があるのは、画面及び帳票となるが、画面要件については標準仕様書の範囲外となるため、帳票に出力する振り仮名及び、機能帳票要件に記載している管理項目名称等の2点が影響ありとなる。

住民向け帳票に振り仮名は記載しない方針で作成しているが、法制化された振り仮名を記載するかどうかについては、広域連合も含めた住民向け通知を、後期高齢医療者制度としてどうするか、という方針が示されない限りはその要否を判断できないと考える。

最終的な判断は現時点では難しいと考えているが、後期標準仕様書として影響ある内容を整理するため、住民記録システム標準仕様書の主な変更点を以下に示す。

#	変更点	変更内容
1	振り仮名及びフリガナ名称	「「振り仮名」は、日本人氏名における振り仮名を指す。旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。」と規定が追加され、関連する管理項目名称が変更された。
2	振り仮名管理機能	振り仮名管理の機能要件は、日本人氏名の振り仮名と旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナと明記された。
3	検索文字について	検索文字についても、日本人氏名の振り仮名と旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナと明記された。

3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

事務局における対応（案）

前ページに示した住記の変更内容をもとに、後期標準仕様書の「フリガナ」「カナ」等の項目名を洗い出し、項目名の変更が必要かどうかを検討した。

#	対象項目	項目内容	修正方針案	仕様書反映状況
1	金融機関名カナ 店舗名カナ 委託者名（カナ） 仕向金融機関名（カナ） 仕向支店名（カナ） 口座名義人カナ	金融機関関連項目のカナ	全銀協フォーマットの[属性]項目に準じた名称となるため、影響なしと判断。	変更なし
2	氏名カナ	対象者検索に使用する氏名カナ	日本人、外国人のどちらも登録される想定であるため、「氏名振り仮名（フリガナ）」と修正することでいかがか。	今後検討予定
3	送付先氏名カナ	通知書等に印字する送付先情報のカナ	日本人、外国人のどちらも登録される想定であるため、「送付先氏名振り仮名（フリガナ）」と修正することでいかがか。	今後検討予定
4	通称名フリガナ	外国人通称名のカナ	外国人の通称名のカナであるため、名称変更の必要はないと判断。	変更なし
5	通称名フリガナ	日本人（トランスジェンダーの対象者）の通称名のカナ	外国人の通称名とは意味合いが異なるため、「通称名振り仮名」と修正することでいかがか。	今後検討予定

項目名については、上記の「氏名カナ」、「送付先氏名カナ」、日本人の「通称名フリガナ」の3項目が検討候補となると考える。

3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて

事務局における対応（案）

帳票については、意見照会を受けて、還付請求書に記入欄を追加した。現在、欄の表記は「フリガナ」としているが、記載すべき内容に応じて修正するか検討する必要がある。

また、保険料決定通知書等には振り仮名を出力していないため、どの帳票に振り仮名を出力すべきかどうかを検討する必要がある。

住民向けの帳票について、証も含めて振り仮名をどこまで出力すべきかは、制度としての考え方があるので、制度としての考え方が整理されるのを踏まえて検討すべきと考えるため、後期標準仕様書独自で対応するものではないため、今年度の対応は見送り、来年度の検討課題とさせていただくことではないか。